

# 所得410万円以上 負担増

## 65歳介護保険料、厚労省案

厚生労働省は、65歳以上が支払っている介護保険料に關し、年間所得が410万円以上の人の保険料を増額する案の検討に入った。65歳以上の全加入者の4%に当たる約140万人が対象となる。増収分は、世帯全員が市町村民税非課税となっ

ている低所得層約1300万人(全体の35%)の保険料引き下げに充てる。2024年度の実施を目指す。関係者が31日、明らかにした。高齢化の進行で65歳以上の人口は40年にはほぼピークを迎える。介護費用が膨らみ、保険料も増えていく

中、支払い能力に応じた負担の仕組みを強化し、低所得層の保険料の上昇を抑制する。3年に1度の制度改正を検討する社会保障審議会(厚労相の諮問機関)部会で近く議論する。

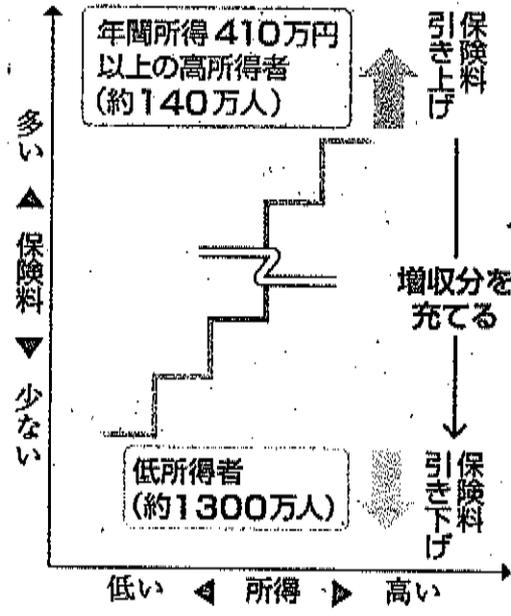
介護保険料は40歳以上が支払う。このうち65歳以上の保険料は市町村ごとに定められ、所得に応じて増える仕組み。厚労省が示す標準的な方式では、年間所得を9段階に分けて保険料を設定し、所得が最も高い9段階は年間320万円以上が対象となっている。

今回の案では10〜13段階として「410万円以上」から「680万円以上」までの4段階を新設。この部分に該当する所得層の保険料が増える。

65歳以上の介護保険料の全国平均は月6014円で、現行の9段階「320万円以上」の保険料は月1万円程度。10〜13段階の所得層では月1万〜1万5千円程度となる可能性がある。

増収分は、世帯全員が市

### 65歳以上の介護保険料 見直しイメージ



介護保険制度 原則65歳以上の要介護認定を受けた人が、自宅や施設で食事や入浴の介助、リハビリなどのサービスを利用できる。市町村が運営主体となる。介護サービスにかかる費用は自己負担分に加え、40歳以上が支払う保険料、国と地方の公費で賄う。40〜64歳の保険料は毎年度改定。65歳以上の保険料は市町村などが基準額を決め、低所得者は軽減、高所得者は増額される。3年に1度見直し、原則年金から天引きされる。

町村民税非課税となる低所得者の保険料軽減に活用する。軽減幅はわずかとみられる。一部は、介護保険制度を支えている公費の節約や、介護職員の処遇改善に充てることも検討する。

所得の中間層の保険料は変わらない。保険料の区分を巡っては、既に10段階以上に設定している自治体もある。